

令和3年6月定例会 消費者・環境対策特別委員会(6月事前)

令和3年6月17日(木)

〔委員会の概要〕

寺井委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時41分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

○消費者行政新未来創造シンポジウム～新未来創造戦略本部開設1周年記念～について(資料1)

谷本危機管理環境部長

それでは、6月定例会に提出を予定しております消費者・環境対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

まず、私からは歳入歳出予算の総括表及び危機管理環境部関係につきまして御説明を申し上げ、順次、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の説明資料の1ページをお開きください。一般会計についてでございます。この度の補正予算額は、総括表の左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、4,400万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で31億7,429万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、危機管理環境部関係につきまして、御説明を申し上げます。総括表の一番上でございます。危機管理環境部における6月補正予算案といたしまして、補正額欄に記載のとおり、3,700万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で10億2,917万7,000円となっております。

2ページをお開きください。部別主要事項説明でございます。消費者政策課、消費者行政推進費の摘要欄①のア、新規事業消費者情報センター整備事業では、徳島県消費者情報センターの移転先となるアミコビルの駅前商業施設という立地を生かし、より一層、県民の皆様にとって利用しやすい施設とするための整備費として3,700万円の補正をお願いしております。

5ページをお開きください。その他の議案等、(1)令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。先の2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が決定したことを御報告させていただきます。5ページ、左から4列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、9,900万円となっております。今回、繰り

越しました事業につきましては、引き続き、早期執行に努めてまいります。

8ページをお開きください。令和2年度事故繰越繰越計算書でございます。グリーン社会推進課所管の一般環境対策費3億4,000万円については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、水素製造装置等の納入が遅れ、水素ステーションの年度内完成が困難となったため、やむを得ず事故繰越しとなったものでございます。早期完成に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際2点、御報告申し上げます。お手元に御配付の資料1を御覧ください。「消費者行政新未来創造シンポジウム～新未来創造戦略本部開設1周年記念～について」でございます。令和2年7月30日、国の本庁機能を有する恒常的拠点である消費者庁新未来創造戦略本部が本県に開設され、間もなく1年の節目を迎えようとする中、来る7月5日、消費者庁主催による開設1周年の記念シンポジウムが開催されますので、御報告いたします。当日は、井上信治内閣府特命担当大臣も来県され、デジタル社会と消費者行政を全体テーマとし、新未来創造戦略本部の取組や成果が報告されるほか、日本と欧州の現状や対策についての基調講演、さらには、日本の取り組むべき方向性についてのパネルディスカッションが行われる予定です。なお、当シンポジウムは新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン配信も行われる予定であります。本県といたしましては、今後とも新未来創造戦略本部と連携し、新次元の消費者行政・消費者教育の推進にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、資料はございませんが、1点、御報告がございます。6月14日、中国広東省にある原子力発電所から放射性物質漏れが起き、周辺地域で放射線量が高まっているとのアメリカCNNテレビの報道を受け、徳島市、鳴門市、美波町、三好市の4か所に設置しているモニタリングポストの計測値の観測を続けてまいりましたが、これまでに観測したデータには、大きな変動はございませんでした。県といたしましては、引き続き、当該発電所に関する報道や国からの発表に注視するとともに、モニタリングを続け、測定データに異常値があれば、適切に対応してまいりたいと考えております。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

金井農林水産部動物由来感染症統括監兼副部長

続きまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表につきまして、補正額欄の上から2段目に記載のとおり、700万円の増額をお願いするものです。補正後の予算総額は、農林水産部合計で、15億7,914万円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、3ページをお開きください。農林水産部の主要事項について御説明いたします。鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。農業総務費、摘要欄①のア、鳥獣被害に打ち勝つ「地域力」定着向上事業におきまして、国費の追加配分を受け、ニホンジカの生息状況調査を実施するための経費として、700万円の増額をお願いしております。

次に、6ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。令和3年2月定例会におきまして、御承認いただいた額の

範囲内で、繰越額が確定いたしました。スマート林業課、森林整備課の2事業で、表の左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段、合計欄に記載のとおり、8億3,684万6,000円となっております。これらの事業につきましては、早期に事業効果を発揮できるよう、最善の努力を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

貫名県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の委員会説明資料の7ページをお開きください。令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。

令和3年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で、繰越額が確定いたしました。住宅課及び水・環境課において、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額に記載のとおり、合計5,061万7,000円となっております。以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定する、との申合せがなされておりますので御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

古川委員

それでは何点か、質問させていただきます。

まず、補正予算の関係ですけれども、この消費者情報センターの整備なのですけれども、目的に青少年センターと一体的活用を図っていくということであります。このあたりも含めて再度整備事業の目的をしっかりと説明していただきたいと思います。

熊尾消費者政策課長

ただいま、古川委員から、消費者情報センターの移転についての御質問を頂いたところでございます。

徳島県消費者情報センターにつきましては、新たな青少年センターと一体的活用を図る機能ということで、アミコビルに移転をするということになってございます。補正予算につきましては、これに伴います引越等の移転費用並びに移転先でのじゅう器、備品等の整

備費として計上させていただいているところでございます。

新たな消費者情報センターの整備に当たっては駅前立地というのを生かしまして、県民の皆様が立ち寄りやすい明るい雰囲気オープンな施設ということで整備をしたいと考えているところでございます。また、デジタル機器の活用によります啓発、情報発信機能の充実強化、またテレビ会議システムによる市町村の消費生活センターと一層の連携等を図りまして、消費者問題の中核的機関としての役割を十分に果たしてまいりたいと考えているところでございます。

古川委員

今の説明だと、特にこの青少年センターと一体的という部分はなかったように思いますが、青少年センターと一体的というのはどういう部分ですか。

熊尾消費者政策課長

ただいま、青少年センターと一体的というところで、古川委員から御質問いただいたところでございます。

今年度の我々消費者行政の大きなテーマに、来年4月に成年年齢の引下げというのがございます。今まで20歳だった成年年齢が18歳まで引き下げられるところでございますけれども、こうした若者に対するアプローチが非常に重要と考えてございます。

青少年センターにつきましては、若い方たちが集う施設ということでございますので、そことの一体的な移転を行うことによりまして、例えば消費生活センターを目的としていらっしゃる方についても、ここにセンターがあるのだということで、そういう認識を持っていただく、それが非常に重要と考えております。そういう意味で一体的な活用が図られるものと考えているところでございます。

古川委員

ということは、若い人に消費者情報センターというのがあるのだということを認識してもらうために一体的にやるということが重要で、それがメインだということですか。この集まってきた人に対して、消費者の情報以外で集まってきている人にもアプローチをしていくとか、そういうようなことも考えていくべきではないのですか。

熊尾消費者政策課長

今、古川委員から、若者以外のアプローチということの御質問かと思えます。

これにつきましては、委員おっしゃるとおり、正にあらゆる世代に対する周知啓発というのが非常に重要と考えているところでございます。そういう意味からしましても、正に徳島駅前という好立地の場所でございますので、青少年センターはもとより、お買物等に立ち寄られた方、こういった方々にとっても、入りやすい、認識しやすい施設という形で整備を行えればと考えているところでございます。

古川委員

3,700万円という予算を計上して移転をするわけですから、移転によって本当にいろい

る効果を生むようなことをもっと深掘りして考えていかないと。単に言葉だけで一体的活用を図るみたいなことで、やっていくのではいかなものかなと思いますよ。

また、そのあたりもう少ししっかり考えて、できることをどんどん広げていくというか、せっかく移転するので、その特長を生かしていくような取組をしっかりとやっていっていただきたいなと思っています。

事前委員会ですので、付託委員会のほうでしっかりと聞きたいと思いますけれど、事前の準備ということで、今回5月26日にこの地球温暖化対策推進法の改正法が成立をしました。この法律の中で、2050年までにカーボンニュートラルを実現するのだということを基本理念として明記されたわけです。これは本当にパリ協定の2度目標というのを踏まえての改正となっています。私がこのターゲット2度というのを初めて耳にしてからもう20年近くになって、やっと今回2度の目標を踏まえてのカーボンニュートラルの実現をするという、残り30年足らずとなってきたということで、本当はかなり高いハードルの目標でもあります。これを実現していくというのは本当に並大抵のことではないと思うのです。技術革新も必須だと言われておりますけれども、技術革新ができれば本当にいいですけども、100パーセントできるとは限らないわけですから、やはり既存の技術の中でできることを全てやっていかないと、この目標のクリアというのは難しいかと思っております。

県は、これまで自然エネルギー協議会の会長県ということで、全国を引っ張っていくという気概で取り組まれてきたと思いますけれども、今回の改正にどう取り組んでいくのかというのをまずお聞きしたいと思います。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、古川委員から、地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律を踏まえて、県としてどう取り組んでいくのかという御質問がございました。

今回の地球温暖化対策推進法の改正は、三つポイントがございまして、一つ目はパリ協定の定める目標を踏まえ2050年までの脱炭素社会の実現。それから環境、経済、社会の統合的向上、国民をはじめとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として明記しております。

二つ目が、地方公共団体実行計画、これに施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業、これを地域脱炭素化促進事業と銘打っておりますが、これに係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針と定めるよう努力義務が規定されております。市町村から、地方公共団体実行計画に適合していると認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手のワンストップ化の特例を受けることができます。

三つ目は、企業の温室効果ガス排出量に係る算定報告公表制度について電子システムによる報告を原則化し、これまでの開示請求の経なければ開始されなかった事業所ごとの排出量情報について、開示請求の手続なしで公表される仕組みとなりました。

そこで、県としての取組でございますが、市町村に対して、まず脱炭素化につきましては、委員が先ほどおっしゃったように革新的技術も大切ですが、やはり今ある技術でできることから取り組んでいくということが非常に重要だと考えております。

そこで、主役となりますのは市町村であると考えております。市町村に対して今回の法

改正で盛り込まれました地球温暖化対策の実行計画を策定する、それから再生可能エネルギーを利用促進等の施策と実施目標を定める、それから市町村で促進区域を設定して地域の課題解決にも貢献する地域の再生可能エネルギーを活用した施策を推進する、こういった取組を支援してまいりたいと考えております。

具体的には、先日行われました知事市町村長会議においても首長さん直接にはなるのですけれども、この地球温暖化対策推進法の改正について御説明したところでございますが、また市町村の担当者の方を集めて法の趣旨ですとか、メリットについてまずは御説明したいと考えております。また、その時に再生可能エネルギーを導入して地域振興がなされている先進事例、こういうものについても紹介していけたらと考えております。

また、市町村につきましては、いろいろと取り組むといってもマンパワーが不足していると聞いております。この計画の策定に関しましての環境省の補助金もありますので、そういうのもできるだけ活用していただいて、計画を策定していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

古川委員

今の課長の説明を聞いていて、これで果たして徳島県のこの温暖化対策が推進できるのかと大変不安になります。本当に市町村に対して県は助言をするのだと、また情報提供するのだと何とかそういうスタンスで今答弁をされたように思いますけれども、本当にそれでいいのですか。

県として、どうやって再生可能エネルギーを導入していくのかということを、先ほど全てやっていかないといけないと言ったにも関わらず、市町村がとにかくやるのを助けていくみたいなスタンスでは絶対に進んでいかないと思いますよ。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、県の取組の一部のみ御説明したような形になってしまいました。本県では、2003年以来、環境首都とくしまを掲げて、常に我が国の環境行政をリードしてきたところでございます。2016年のパリ協定が発効する1か月前には気候変動の3本の矢を放ちまして、さらに、令和元年11月には2050年温室効果ガスの排出実質ゼロを宣言したところでございます。

そして、県の気候変動対策推進計画におきましても、2030年度に2013年度の50パーセント温室効果ガス削減という目標を掲げました。この目標に向けては、従来から西日本初の県営メガソーラー設置をはじめとする、本県の豊かな自然エネルギーを生かした積極的な導入促進ですとか、あるいは全国初となる地産エネルギー副生水素を活用した製造と供給を一体的に行う水素ステーションの整備、あるいは中四国初となる燃料電池バスの導入など、温暖化対策の切り札となります水素エネルギーの社会実装にも取り組んできたところでございます。

そこで、先ほど市町村をクローズアップしてしまいましたけれども、当然、県、それから強力に施策を推進し始めました国、それから地域の民間事業者の方を巻き込んでやっていかないと、委員おっしゃるやうにとっても高いハードルであると考えておりますので、そこは全力で取り組んでいきたいと考えております。

古川委員

本当にこれは絶対やっていかなければいけないことですのでね。施行されるのは、多分来年4月1日がスタートになると思いますけれども、今年度の1年でどれだけできるかで決まってくると思います。当初国のほうは、市町村の見える化導入もやっていくということも言っていましたけれども、余り露骨なことはしないという報道もありましたけれども、何らかの形で数値は出ていきますし、マスコミなんかはそういうのを捉えてランキングなんか当然していくでしょう。ですから、どれだけ各県が本気で取り組んでいくかというのは、多分目に見える形で出ていくと思いますので、自然エネルギー協議会の会長県として本当に全国を引っ張って行っていただけるような取組を、覚悟を決めてやっていただきたいなど、具体的なことは付託委員会で話したいと思うのですけれども、事前委員会なので取組の方針とかをお聞きしたかったなど、それを踏まえて付託委員会で聞きたいと思っているのですけれども。

実は先日、この地球温暖化対策推進法の法改正が成立したのが5月26日ですかね、それで5月21日に環境省の担当を呼んで話も聞きました。地球環境局の脱炭素社会移行推進室の畠山補佐に来てもらったり、また地球温暖化対策事業室の村上係長さん、環境経済課の羽田野さん3人の方からお話も聞きました。

本当に本気で進めていかないといけないということで、4月22日に国は地球温暖化対策推進本部を開いて、菅総理からは、集中豪雨や森林火災、大雪など世界各地で異常気象が発生する中で、脱炭素化は待ったなしの課題、同時に気候変動への対応は我が国の経済を力強く成長させる原動力にもなるということで発言をされ、進めていくということでした。こうした思いで菅総理は2050年カーボンニュートラルを宣言して、成長戦略を柱として取組を進めると宣言されました。2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度対比で46パーセント削減することを目指すということを宣言されました。整合的というのは、これまで2030年までには26パーセントしか削減しないと国は言っていましたね。でもそれでは2050年カーボンニュートラルにととても間に合わないということで、今までよりも目標を更に7割以上引き上げて、46パーセント削減するという目標を出したわけです。これはかなり野心的な目標であって、もう市町村に説明して市町村に先進事例を伝えてやってくださいでは、とてもできるような目標ではないのです。そのあたりは重々分かっていると思いますけど。

ですから、これに向けてしっかりと取組を進めていただきたい。今回の事前委員会でしっかり覚悟を固めていただいて、いろいろ知恵を絞ってやっていただきたい。特に、県としては、再生エネルギーの導入目標をこの計画の中で設定するというのは義務になっていますよね。ですから、この目標をどう決めていくのか。目標を決める中でも、いろいろな市町村との協議も当然必要になってきますよね。このあたりをどういうふうに進めていくのか、まだ具体的なことは国から示されてはないと思いますけれども、大体今から言いたいことは分かるじゃないですか。ですから、それを出されたときにすぐ動けるような体制を作っていかなければならないと思いますね。

市町村が、促進区域をどれだけ設定してもらえるかということに、県が設定した目標が達成できるかも懸かってくるわけですよ、ですから、どういうふうにして市町村を動かして

いくかということの説明しただけでは絶対無理ですから、そのあたりどう知恵を出していくか、なかなか市町村、横一線でやるのは難しいと思いますので、モデル区域を設定するのもいいでしょうし、よくやるようなタスクフォース、若手の意欲のある市町村の職員を集めて協議をしていくというのも一つの手でしょうし、いろいろなことを考えていかないとできない目標だと思いますので、まず、杉山課長が今どんなふうに考えているのかというのを教えていただけますか。

杉山グリーン社会推進課長

古川委員がおっしゃるように、2050年カーボンニュートラル、その中間目標としての国で言いますと2030年の46パーセント削減、非常に高いハードルであると認識しております。

県としては、まず二酸化炭素排出量の約4割を占めると言われております電力部門の脱炭素化、これまでも取り組んできたところでございますが、まずここに注力して取り組んでまいりたいと考えております。

これまで、FIT制度で太陽光中心に広がってきたところですが、いろいろ電力系統の問題ですとか、FIT買取価格が下がってきたということでちょっと鈍っているところがございます。ここへのでこ入れと言いますか、更に広げるためにできるだけ自家消費型の太陽光を広める。国も重点施策に挙げているところですけども、具体的にはそういうところから取り組んでいけたらと考えております。

古川委員

事前委員会なので、これぐらいで終えたいと思いますけれども、今後これから具体的な指示も国から出てきますし、骨太の方針も出る、また概算要求も出てくるので、その中から予算的なことも出てくると思います。このあたりしっかりと早め早めに情報収集をして動いていかないと。そして県の予算が秋以降進んでいくわけですから、本当に時間がないですしね。そのあたりをしっかりと情報収集してもらいたいのも1点ですし、またこの2050年にカーボンニュートラルができて2度までは上がるということでしょうね。できなかったら2度以上上がっていく、そういう世界になったときにどういうことになっていくかという危機感を市町村と共有していかないと進んでいかないと思いますよ。ですから、2度上がったらどうなるのかということをもっと課長がしっかりと勉強していただいて、それを市町村と共有していただいて専門家の方のいろいろな意見も聞けるような体制も作って、その上でしっかりと進めていってほしいなと思いますので、また付託委員会のときに具体的なことも議論させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

吉田委員

私のほうから2点質問させていただきます。

最初に、通告してないんですけども、先ほど谷本危機管理環境部長さんの御報告があった放射線事故の測定のことです。

中国の広東省の原発事故で、県内4か所のモニタリングポストの異常値はなかったという御報告で安心なのですが、このモニタリングポスト4か所というのはいつから設置されているのでしょうか。

奈須環境管理課長

吉田委員から、中国の原発での放射能漏れの件で御質問を頂きました。

県内4か所、徳島保健所、それから東部県土整備局鳴門庁舎、それと南部総合県民局の美波庁舎、池田総合体育館、この県内4か所にモニタリングポストというものを設置しております。

徳島保健所につきましては、設置の時期、詳細はつかんでないのですが、徳島保健所に保健製薬環境センターが移転しておりますけれども、旧保健環境センターの時にも既に設置をしておりますので、その時から継続して測定しております。

また、それ以外の3か所につきましては、平成23年の東日本大震災の福島原発の事故を受けまして、国のほうから重点的に放射線の測定を行うということで、追加して設置したものでございます。

吉田委員

福島原発の事故を受けての設置ということで、1か所だけはそれ以前から設置されていたということですね。

ちなみに福島原発の事故の際の放射線量の異常値が、いつからどれくらい続いていたのかというのが、今分からなければ後でも結構ですので、教えていただけたらと思います。

奈須環境管理課長

東日本大震災の福島原発の事故発生を受けまして、監視強化を行っております。

その中で一つのデータではあるんですけども、平成23年の4月1日から5月2日までの1か月間、降下物と言いまして、雨であったり、空気中から落ちて来るような物を集めて採取しました降下物から、ヨウ素131が3.6ベクレル毎平方メートル、セシウム134が6.8ベクレル毎平方メートル、セシウム137が6.3ベクレル毎平方メートルという値が検出されております。この値に関しましては、人が自然から受ける放射線量が年間2,400マイクロシーベルトということになりますので、その約1,000分の1でありましたので、全く健康への影響はないということで報告をさせていただいております。

吉田委員

福島原発の事故の影響が出ていたようですけれども、健康に被害を及ぼすほどではないということで、このモニターは、今回の中国の事故を受けての計測ではなくて常に計測しているということでしょうか。

奈須環境管理課長

計測の実施状況についてなんですけれども、先ほど言いましたように、設置しましてから24時間継続してずっと測定しております。10分ごとに原子力規制庁のほうに自動転送されまして、そちらのホームページでも全国のデータが併せて公表されております。

吉田委員

それでは、次の質問に移らせていただきます。

古川委員さんからも熱心な御要望とかが今あったのですけれども、事前委員会で緊急を要することというわけではありませんけれども、衆議院、参議院とも気候非常事態宣言を日本は今しておりますし、環境省は気候危機宣言、また徳島県もすだちくん条例で、実質、気候危機宣言をしているという御答弁も以前ありましたので、このことについて主に農業部門のことについて今日は聞かせていただきます。

昨日の県土整備委員会の危機管理部関係の中で、グリーン社会推進ということで、部局横断的にいろいろな課にまたがるので、県としても脱炭素社会づくりの推進本部を立ち上げたという御答弁がございました。知事を本部長として、4月1日に立ち上げて既に会議も行っているということで、その中にはもちろん農林水産部も参加されていると思います。特に林業はカーボンニュートラルということで、そういう観点から脱炭素の中心的役割を担っていくので、林業のほうは必ず入っていると思うのですが、この中で農業部門というのがどういう役割を担っていくのかというところを、担当の方がいましたらお願いいたします。

林次世代農業室長

ただいま、吉田委員より、脱炭素化に向けた農林水産業における位置付けということで御質問を頂いたと思います。

農林水産業における脱炭素化に向けた取組につきましては、先般、農林水産省におきまして、本年の5月12日に食料農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるために中長期的な政策方針となります、「みどりの食料システム戦略」を策定されたところでございます。

本戦略におきましては、2040年までに革新的な技術でありますとか生産体系を順次開発するという、そして2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえた社会実装を実現していくという二つの段階の目標を掲げているところでございます。

特に、本戦略の推進に当たりましては、農、畜、林、水の各分野の取組が明記されておりまして、重要な取組の一つといたしまして温室効果ガスの排出削減、化学農薬、化学肥料の低減、それらを推し進めた有機農業の面積拡大を掲げているところでございます。

吉田委員

農林水産省が、「みどりの食料システム戦略」を3月に中間まとめを発表して、この5月に正式決定をされて、今御答弁のとおりなのですけれども、その中で農機具の燃料にしても今化石燃料に頼っているの、いろいろなドローンを使ったりとかイノベーションも必要ですけれども、環境省の方針として2030年までには、今ある技術を最大限に利用して、化学肥料に頼らない有機農業への期待が高まっていると思います。

現状では、多分有機農業の面積は国全体で0.5パーセントくらいだったと思うのですが、それを25パーセントというのは大変高い目標だと思います。昨年度の最後の消費者・環境対策特別委員会で、県の有機農業の取組は大体お聞きしたんですけれども、その中で2050年までに25パーセント、2030年までにという国の明確な目標もない中で、化学肥料に頼らない農業をどうやって実現するかということで、参考になると思って世界の動きを調べて

みました。

アメリカでは有機農業の売上げが日本円にして5兆8,000億円あるそうです。日本は1,850億円でGDPが二、三倍あるのでそれを差し引いてもすごく有機農業が進んでおりまして、EUに関しましても2030年までに25パーセントの目標を掲げて、オーストラリアに至っては有機農業の面積は既に26パーセントを超えているということです。

日本でも、海外に輸出される物に農薬の規制値が世界的にかなり厳しくなっているのです。お茶の生産量が昨年日本一になった鹿児島県のお茶の7.5パーセントが有機というのがあるのですけれども、ドイツとかフランスとかもそれに準じているのですけれども、どういふところから取っ掛かりがあったかというのをフランスの方がZoomでお話しされたのを聞いていると、学校給食が取っ掛かりというのがあったのです。

徳島での学校給食の現状は、まだ進んでいないと思うのですけれども、現状がどうなっているのか分かりましたら答えをお願いします。

吉岡体育学校安全課長

徳島県の学校給食の現状でございますが、特に徳島県につきましては、地場産物の活用について力を入れてございます。学校給食に地場産物を活用することは、児童生徒に自然の恵みや生産に携わる人々への感謝の心を育み、地域の産業や文化などへの関心を持たせることなど、教育的効果が期待できると考えております。徳島県食育推進計画第4次では、令和元年度の徳島県の使用割合、地場産物が62.8パーセント、国産食材が81.7パーセントを基準といたしまして、令和7年度までで地場産物の使用割合を65パーセント、国産食材の使用割合を85パーセントを目標としております。

今、吉田委員から、御質問のありました有機農業によって栽培された食物についてでございますが、これにつきましては、学校給食で使用している市町村はございますけれども、価格の面で厳しいところがございまして、今のところ県としては特に奨励はしていないというところでございます。

吉田委員

徳島でも食育推進計画の下に目標を立てて、国内産であるとか、お米については65パーセント目標ということです。また、地産地消というのはフードマイレージの点からもすごく脱炭素に有効だと思うのですけれども、一定は取り組まれていると思うのですけれども、この新しい目標、2050年25パーセントを見たときに、まだこれまでの取組のギアを上げていかなければならないのかなと思います。

様々な課題があつて、価格面とか難しいところがあると思います。食育というのは本当に大事にされて取り組んではいらっしゃるのですけれども、大人になってからも安全な食を考えるというきっかけは、やっぱり子供の時に情操されるのは言うまでもないので、これから一層食育を、脱炭素、グリーン社会という観点を強く持っていていただいで推進していただきたいと思います。この問題は、また御相談させていただきながら一歩でも推進するようにやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

それともう1点、脱炭素のことで、昨日の新聞で、新ホールのプロポーザルに5業者をいつまでに決めて、その中で具体的に詰めていくというスケジュールが報道であったので

すけれども、昨年の消費者・環境対策特別委員会でも県有施設のZEB化について取り上げさせていただきました。

県のグリーン社会推進本部もできたということで、まだZEB化に向けての価格面とか様々な課題はあるのですけれども、国も推進しているということで、これから何らかの金銭面の補助もあるかも知れません。その中で、推進本部の中で新しい建物のZEB化というのを今からでも部局横断的な会議の中で、是非取り上げていただいて、できるだけ実現していただきたいという思いがあるのですが、そこら辺はどなたか御答弁をお願いできますでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、吉田委員のほうから、公共施設のZEB化について御質問がございました。

先日出されました国の地域脱炭素ロードマップにおきましても、重点施策の一つとして、公共施設などのZEB化というのが掲げられております。県としても当然これには取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、ホールにつきましては、多分構造的に、ZEB化に近付けていくことはできると思いますが、大空間でございまして、個人的な印象になるのですが、なかなか難しいのかなと考えているところでございます。

吉田委員

最近2か月ぐらい前に御担当の方にそのことをお伝えしたことがあったのですがけれども、限られた入札の中でZEB化となると金銭面が本当に厳しいということは、その時おっしゃってございました。新ホールは多分2050年にはまだ使っていると思うのです。本当に未来志向でできるだけ知恵を集めていただいて、ゼロに近付けていただけますように、3回目ぐらいの要望ですけれども、よろしく願いしたいと思います。

黒崎委員

私のほうから、消費者行政についてのお伺いをしたいと思います。

資料2ページに消費者情報センター整備事業、アミコビルの整備に3,700万円出ております。先ほども、古川委員といろいろ議論もございました。その中で、私自身は消費者行政である以上、やっぱり消費者に近い所に出て行くというようなことが大変正しい選択なんだろうなと思ひまして、駅前に近いこと、これは消費者に近付いて行ったなと感じているところであります。また、今ネット販売で、被害者がたくさん出ているのではないかと考えているのです。実数を調べたわけではないですが。

特に、高校生や中学生であつたり未成年者の被害者も潜在的に結構おられるのではないかと考えているのですが、その情報を熊尾課長はお持ちですか。

熊尾消費者政策課長

ただいま、黒崎委員から、若者の消費者相談の件数について御質問いただいたところでございます。

県の消費者情報センターに寄せられた相談につきまして御説明をさせていただきます

と、令和2年度1年間に寄せられた相談件数は2,636件ございます。このうち最も多いのが委員おっしゃるとおり、デジタルコンテンツに関する相談ということで266件、全体の約1割という状況になってございます。こうしたことから、我々としましては、この問題、非常に重要ということで様々な方法で周知広報を行わせていただいているところでございます。

それと、若者についての相談ということでございます。若者を30歳未満というところで区切らせていただきたいと思うのですが、この若者の相談状況、近年増加傾向にございます。同じく令和2年度の状況で申しますと、相談件数は326件、先ほど申しました全体の相談数2,636件のうち12パーセント程度を占めているところでございます。

それで、どういう傾向があるのかというところですが、やはりお若い方ということでデジタルコンテンツの相談が非常に多くなってございます。

我々としましては、小中学校、高校あるいは大学等へ出前講座というのを行ってございます。また、メールマガジンの配信とかラジオ放送に出演させていただいて、その時期のタイムリーな情報というのを提供させていただいているところでございます。こういった取組を引き続き行っていきたいと考えております。

黒崎委員

30歳未満で12パーセントはあるという話でございまして、決して低い数字ではないなと思いました。さらに、未成年で潜在的に表に出ていないというのはかなりおられると思います。そのあたりも、できれば次回の付託委員会までに調べておいていただけたらと思いますのでお願いを申し上げます。

それとこういった実態があるということでございますので、教育委員会も出席されておられます。教育委員会はこういったことを把握されておりますでしょうか。

木屋村学校教育課長

先ほど、黒崎委員から、中高生の実態の把握ということでございます。

数字は今持ち合わせていないところでございますが、特に来年からの成年年齢引下げに伴いまして、高校生が在学中に成年となり、契約行為も行えるということがございまして、消費者政策課と連携しまして、今年度、県内全ての公立高校に契約等の専門家を外部講師として派遣しまして、高校生がデジタル関係も含め、トラブルを未然に防止したりとか、トラブルに遭遇したときにどういう対応をするのかを学んでおります。一例を申しますと、デジタル関係ということで、その外部講師に日本インターネットプロバイダー協会でありますとか、日本クレジット協会、それから徳島弁護士会など。デジタル機器による契約の専門家を講師に派遣しまして、高校生が学びを進めているところでございます。

黒崎委員

よく分かりました。新型コロナウイルス感染症の影響かどうか分かりませんが、かなりそういった話もお母さん方からよく聞くようになりました。こういったことを、是非とも教育委員会でやろうとされているということでございますので、是非ともしっかりやっていただきたいと思います。

それと、先ほど消費者行政のことで担当にもお話を聞きましたけれど、場所がせっかくアミコビルに出て行くので、広報をもっとしっかりやっていただきたいなど。気軽に寄ってください、何でも相談に来てくださいみたいな、こういった文言が正しいのか分かりませんが、広報が大事だと思いますので、広報をしっかりやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それと環境行政について、これは範囲がものすごく広いので、どのことからどのように聞いていったいいのか、なかなか分かりにくいところがあるのですが、昨日も県庁の中の各部局の環境に対するお話も聞きました。この話は付託委員会から是非ともしっかり聞いていきたいなど、そう考えております。

まだまだ与えられる情報が少ないと思うのですが、そのあたりは杉山課長、どうなのですか。国のほうから与えられる情報がまだまだ少ないと思うのですよ。

杉山グリーン社会推進課長

先日、地域脱炭素ロードマップというのが国からも出されたところでございます。その具体的な進め方については、主なポイントといたしまして、全国で100の脱炭素先行地域を作るですとか、国が掲げる八つの重点施策を全国的に展開していくというところまでは出ているのですけれども、それを具体的にどうやっていくのかということはまだ示されていないところでございます。アンテナを高くしていち早く対応できるようにしていきたいと考えております。

黒崎委員

例えば今、貫名県土整備部長が私の目の前においでになるので県土整備部にお尋ねしたいのですけれど、県土整備部的に脱CO₂であったり環境対策であったり、セメントの中にはCO₂を抑えた、そんな開発があるという話も聞いてはおりますが、例えば国土交通省やその関係から、環境対策の指針であったり、あるいはこのようなことを今後やったらどうかというような施策であったり、そんなことは出てきているのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

先ほど申しました地域脱炭素ロードマップの中で、各省庁の計画と連携するというところで、先ほど農林水産部のほうからありました「みどりの食料システム戦略」、国土交通省のほうはまだ出ていないのですけれども「国土交通グリーンチャレンジ」というのが計画として出されると伺っております。

黒崎委員

そういう意味では今からなのでしょうね。いろいろな分野でいろいろなことを相談されて、経済とどう結び付けていくのかというところが一番肝心なところでございます。それで我々自身もそうなのですけれど、家に帰って風呂を沸かすのにガスを付けますよね。料理をするのにもガスをつけますよね。ですから我々の生活自体も変えていかなければいけないということでございますので、範囲がとても広いということでございますので、是非ともしっかりと周りを見渡して、県内の環境施策をしっかり導いていただきたいと思いま

すので、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

寺井委員長

扶川議員のほうから発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは扶川議員の発言を許可いたします。なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。どうぞ。

扶川議員

お聞きしていて気が付いたことを若干お聞きするだけなので、よろしくお願いします。

一つは御報告のあった繰越しの水素ステーションですが、この中身についてもう少し説明をしてください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、扶川議員のほうから、水素ステーション、事故繰越しになりますが、この概要についての御質問がございました。この水素ステーションは、東亜合成株式会社の敷地内に水素ステーションと水素の製造装置を作るという事業でございます。新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、国内外の主要機器供給網が乱れました。そして、水素製造装置、それから圧縮機などの納品が遅れまして、当初予定していた年度内の完成が困難となったため、国の補助金も受けておりますので、事業者と国との協議の結果、本年11月頃の完成を期日とした事業計画の変更がまず国で認められたところでございます。県の補助金も国の補助金の交付決定等を補助要件としておりますことから、これに併せて全額を事故繰越しするものでございます。

なお、令和元年度から令和2年度に繰越しした予算で補助金の交付決定をしているため、今回の事故繰越しとなっております。

扶川議員

水素バスとかそういう今後の取組にどういう影響があるのですか。

杉山グリーン社会推進課長

水素バスの運行には、安定して水素を供給できるステーションが必要になります。そのため、このステーションの開設の延期に伴いましてバスのほうも繰越しとなっているという状況でございますが、水素ステーションが完成しましたらバスの運行には支障なく水素が供給できるものと考えております。

扶川議員

具体的にはいつからバスの運行をする予定だったのが、いつ頃になりそうなのですか。どのくらい遅れそうですか。

杉山グリーン社会推進課長

今年11月を予定しております。

扶川議員

だから元々いつからだったのが、どのくらい遅れるのですか。

杉山グリーン社会推進課長

繰越しする前は、令和2年度内という目標でございました。

扶川議員

板野町にも水素ステーション、移動式の水素のローリーがやってきて、そこで補給するわけですが、既に地元の町でもこれに併せて水素燃料電池の公用車を買おうかなんてことでかんかんがくがくの議論が町議会でもありました。先行して金を使いすぎるのではないかみたいなこともあるので少し詳しく聞きたいのですけれど、この水素ステーションの費用負担というのは、例えば板野町ですと1,150万円を7年に分けてお支払いしていくのだと聞きましたが、もう少し全体像を、誰がどんなふうに費用負担をしていくのか説明してくれますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、移動式ステーション等の運営について御質問がございました。

現在、移動式水素ステーションは四国太陽日酸株式会社が所有しておりまして、県内2か所、県庁の近くと四国太陽日酸株式会社の本社、これで週のうち何曜日はどこというふうに決めて2か所で運営している状況でございます。この運営には国等の補助が出ているところなのですけれども、それでも自社の持ち出しがあると聞いております。

そして今度、道の駅いたのに移動式ステーションを持って行って経営するのは、四国太陽日酸株式会社ではなくて東亜合成株式会社が、その時には所有者となっている見込みです。水素製造装置の補助要件で、自社所有の2か所以上のステーションに水素を供給しなければ補助金がないという縛りがございまして、東亜合成株式会社といたしましては、自社敷地内の固定式のステーション、もう一つが移動式ステーションということになります。ですので、水素の供給としては東亜合成株式会社の副生水素を基にした水素を移動式に入れて、道の駅いたのに持って行って販売するということになると思います。

運営費につきましては、板野町と東亜合成株式会社が協定を結ばれているかと思います。現在、四国太陽日酸株式会社が運営している状況でも赤字を出しながら運営していただいていたところなのですが、その赤字分の幾ばくかを町に負担していただくということになっているのかと思われます。

扶川議員

県はこの負担をしないのですか。

杉山グリーン社会推進課長

県は運営補助はいたしません。現在もしておりません。

扶川議員

県内ではとりあえず板野町だけなのですね。他にそういう負担する所はないのですね。今日はどうこう言いませんけど、地元では敷地を作っていつでもローリーが来られるようになっているのだけど、町内に水素自動車は2台しかないですね。町が購入してやっと3台目になるのですが、それに水素を充填するためだけにローリーを呼ぶのに1,150万円を毎年負担していくのかということで、疑問の声も正直出ているのですよ。町議会のほうでね。なぜ板野町だけそんな突出してやるのだと疑問の声がありまして、その赤字分を県は関係なしに板野町だけが補填する、それも幾ばくかとおっしゃいましたが、赤字の全てではないですね。そのあたりの情報提供をしていただかないと住民の方も疑問を解消できないと思うので、一体どのくらい赤字が出て、その幾ばくかというのは何割ぐらいに当たるのか、1,150万円毎年出していくというのはね。それを補填してほぼ赤字が解消するのか、それとも大きな赤字が残ってそれを残したまま頑張っていたのか、そのあたりも知りたいところなのですが分かりますか。

(「それは町の話ではないのか」と言う者あり)

いや、これはこれから水素行政を進めていくについて、一つのモデルですから、県が関わって進めていることなので説明してください。

杉山グリーン社会推進課長

板野町につきましては東亜合成株式会社の経営の問題になると思います。なお、私も今現在その詳細な数値は持ち合わせておりません。

扶川議員

分かりました。疑問は残りますが東亜合成株式会社に直接また聞いてみます。

バスですが、これは県が主導でやっていくのですけれど、11月に延びるということで、とりあえず鳴門線のほうに行くのですよね。これも地元の要望もあるのですけれども、どうせ1,150万円も毎年負担していくのだったら、板野町の道の駅にだって走らせてもらう必要があるではないか。2台購入しますよね、3台目4台目を購入するときには必ず板野町の道の駅を走らせていただけるのでしょうか。そういう質問をされるのですがいかがですか。

杉山グリーン社会推進課長

バスにつきましては、徳島バス株式会社が購入するという形になります。県は購入に当たっての補助金ということで、どこを走らせるか等につきましては徳島バス株式会社のお考えによるところでございます。

扶川議員

実は、徳島バス株式会社にも取材に行きましてね、次を増やすのであれば、そちらのほ

う、一番有望だと率直に聞きました。しかし、増やそうと思えばバスが必要ではないですか。水素バスの3台目、4台目というのは県は考えているのですか。

杉山グリーン社会推進課長

バスにつきましても、どんどん普及を図っていかねばならないと考えているところですが、国の施策にもよりますがどんどん価格も低減化していくものと見込まれます。ですので、そのときの状況を見て、補助金が必要かどうかというのを判断してまいりたいと考えております。

扶川議員

今度、県が導入する水素バスは6年リースと聞いたのですが、仕組みを教えてください。

杉山グリーン社会推進課長

燃料電池バスはトヨタ自動車株式会社と日野自動車株式会社が共同で開発しております。現在の方式として売却というのはやっておりません。今、東京都でも数十台が走っておりますが、全部リース方式となっております。これはトヨタ傘下のリース会社がかみまして、県の補助金とか国の補助金はそのリース会社にお支払いされると。そしてバスをリースするほうはそれを除いた額を6年で割り戻したものをリース料として支払っていくという仕組みになっております。

扶川議員

ということは県が負担するのは1台4,000万円でしたか。2台で8,000万円。これを6年間でリースする費用として出すということですね。そう理解していいですか。

杉山グリーン社会推進課長

議員のおっしゃるとおりでございます。

扶川議員

リース期間が過ぎたらこのバスはどうなるのですか。

杉山グリーン社会推進課長

利用者といましては、引き続き再リース、価格低廉化の上再リースというのを要望しているところですが、今のところは燃料電池の技術的な面で再リースは困難という回答を頂いているところでございます。

扶川議員

タンクの寿命というのが比較的短くて、それを超えると大幅に改修しなければいけないみたいな話を聞いたのですが、そういう意味ですか、技術的というのは。

杉山グリーン社会推進課長

タンクの耐性もそうですし、あと燃料電池のスタックですね。だんだん効率が落ちてくるわけでごさいます、走行距離によると思うのですけれども、まだ走り始めたばかりです。そこでトヨタ自動車株式会社といたしましては自社で保証できるといいますか、責任が持てる6年間というのをリース期間としているものと考えられます。

扶川議員

これしか聞けませんでした、毎年、年にすれば県としてもおよそ1,300万円を車代として負担していくと。板野町は町内では車3台程度しかないと思いますが、1,150万円負担していくと。先行投資としては必要だとおっしゃいますが、地元では非常に負担が大きいという声も聞こえてまいりますので、今後、水素を展開していく上で、この費用負担の問題はこれでいいのかということを引き続き議論したいと思ひますし、そもそもこの水素がもっと広がっていくためには、今は副生水素なのでこれは有効活用だと思ひますが、オーストラリアなんかから褐炭由来の水素を輸入したのではどうしようもないですから、そのあたりも考えて戦略を考えていただきたい。

寺井委員長

他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでごさいますので、以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度についても中止することといたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時57分)